

「全国ハラスメント撲滅キャラバン」を実施しています

「全国ハラスメント撲滅キャラバン」の概要

| | |
|-----------------------|--|
| <p>説明会</p> | <p>●内容 全国の都道府県労働局で、事業主・人事労務担当者向けに開催する、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメント対策を含む、改正法などについての説明会。</p> <p>●開催日程 開催日程は下記のホームページに掲載しています。 厚生労働省ホームページ「全国ハラスメント撲滅キャラバン」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133842.html</p> <p>●申し込み方法・お問い合わせ先 ご希望の会場を担当する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお申し込みください。</p> |
| <p>ハラスメント対応特別相談窓口</p> | <p>全国の都道府県労働局に、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントについての相談を中心に受け付ける特別窓口を開設しています。詳しくは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。なお、特別窓口開設期間の終了後も引き続き、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)で、それぞれのハラスメントについての相談を受け付けます。</p> |

今年の12月28日(木)まで、全国の都道府県労働局で「全国ハラスメント撲滅キャラバン」と銘打ち、事業主・人事労務担当者などを対象とした説明会を開催するほか、労働者や事業主などが相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています。

※今年1月1日に施行された改正男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法により、職場休業・介護休業などに関するハラスメント防止措置(※)の必要性と、法令に基づき求められる取り組みについて理解を深めてもらうために実施しています。働く人も、企業の担当者も、この機会にぜひ説明会や相談窓口をご利用ください。



© sato 00 - Fotolia.com

の上司や同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられています。

～管理職向け「職場のハラスメント対策セミナー」も開催します～

都道府県労働局の説明会のほか、厚生労働省委託事業により
全国で管理職を対象としたセミナーを開催します。詳細・お申し込みはこちら

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201707.html>